



新潟県立柏崎常盤高等学校いじめ防止基本方針

基本理念

全教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに取り組む。



1 いじめの定義及びいじめ類似行為の定義

いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

2 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

3 具体的な方策

1 いじめ防止基本方針実践のための行動計画

別に定める行動計画に基づき、全教職員が基本方針の実践に努める。

2 組織的対応

「いじめ対策機能」「いじめ防止機能」「いじめ調査機能」を校務分掌に位置づけるとともに、家庭、地域、関係機関とも連携しながら、いじめの起こらない学校づくりに取り組む。

3 情報の共有

教育活動をとおして未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、一人で抱え込むことなく、早期の解決に向け組織的に対応する。また、重大事案については、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関に通報し援助を求める。

4 組織的な対応

学校いじめ対策組織会議

- 管理職・いじめ対策推進教員・生徒指導主事＋学年主任＋関係職員＋スクールカウンセラー(SC)で構成する。
- 常時情報を収集し、基本方針の評価、改善に努めるとともに、発生時には組織的な対応の要として機能する。

生徒指導部

連携



- 「いじめの調査」及び教育活動を通じた未然防止対策を行う。
- いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向けいじめ対策委員会と共に組織的に対応する。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題に関する校内研修を、いじめ対策推進教員と連携しながら、年間計画に位置づけて実施する。
- 全ての教職員の共通理解を図り、具体的対応力の向上を図る。

5 発達支持的生徒指導

- 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。
- 生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育成する。
- 「弱音を吐いても大丈夫」と適切な援助希求を促す。

6 未然防止教育

- 頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるような働きかけに努める。
- 心理教育の視点を取り入れ、生徒自身が自分の感情に気づき適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする。
- いじめを防ぐには、「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」が現れることが重要であると捉える。
- 担任がいじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、学級全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させる。
- 法や自校のいじめ防止基本方針について学ぶことや、法律の専門家と連携して、法律の意味や役割について学び、社会のルールを守る姿勢を育成する。

7 早期発見対応

- 生徒の表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せ、生徒の表情・ホームルームの雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知する。
- 家庭や関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを広げる。

8 困難課題対応的生徒指導

- 早い段階から、SC・SSWを交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、以下の流れに沿って多角的な視点から組織的対応を進める。
 - ①アセスメント(いじめの背景や被害生徒の傷つきの程度、加害の背景等)を実施する。
 - ②アセスメントに基づく、被害生徒への援助方針及び加害生徒への指導方針等をプランニング。
 - ③被害生徒及び保護者に指導・援助方針を説明し、同意を得る。
 - ④指導・援助プランを実施する。
 - ⑤モニタリング(3か月を目途に丁寧な見守り、被害生徒及び保護者への経過報告、心理状態の把握等)
- 問題に応じて、警察等関係機関と密接に連携、保護者へのきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築く。

9 連携する外部機関

- | | |
|--------------------------------|----------------------------------|
| ・新潟少年サポートセンター 025-285-4970 | ・新潟県警サイバー犯罪対策室 025-285-0110 |
| ・県立教育センター教育相談 025-263-9029 | ・長岡児童相談所 0258-35-8500 |
| ・柏崎警察署生活安全課 0257-21-0110 | ・柏崎市子ども未来部子どもの発達支援課 0257-32-3397 |
| ・柏崎市福祉保健部こころの相談支援課 0257-41-600 | ・柏崎市教育委員会学校教育課 0257-43-9132 |

10 いじめの認知と対応について

